

建築基準法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 軒の高さが九メートル以下で、かつ、張り間が十三メートル以下の鉄骨造等の建築物（延べ面積が三千平方メートルを超えるものを除く。）等の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、接合される鋼材が炭素鋼であるときは高力ボルト接合、溶接接合若しくはリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、接合される鋼材がステンレス鋼であるときは高力ボルト接合若しくは溶接接合又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法によることができるものとする。

（第六十七条関係）

第二 鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の柱に定着される部分の長さ及び構造耐力上主要な部分である柱の小径に係る規定について、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合には適用しないものとする。

（第七十三条及び第七十七条関係）

第三 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で法第八十八条第一項の規定により政令

で指定するものから、他の法令の規定により法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものを除くものとする事。

(第百三十八条関係)

第四 煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔若しくは高架水槽等又は乗用エレベーター若しくはエスカレーターのうち国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、耐久性等関係規定以外の構造耐力に係る仕様規定の適用を除外するものとする事。

(第百三十九条から第百四十一条まで及び第百四十三条関係)

第五 その他所要の改正を行うものとする事。

第六 附則

(附則関係)

一 この政令は、平成二十三年五月一日から施行するものとする事。ただし、第百三十八条第一項の改正規定は、同年十月一日から施行するものとする事。

二 この政令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする事。